

○箕面市コミュニティ振興費補助金交付規程

平成二年三月三十一日

規程第四号

(昭和五七年規程第二号を全部改正)

(趣旨)

第一条 地域住民の相互交流と連帯意識の高揚を図り、地域の活性化と福祉の増進に資するため、市内の自治会等に対する箕面市コミュニティ振興費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、箕面市補助金交付規則(昭和四十六年箕面市規則第二号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(補助金の種類)

第二条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 コミュニティセンター自主事業費補助金
- 二 地域集会施設整備費補助金
- 三 掲示板設置改修費補助金
- 四 防犯灯設置改修費補助金
- 五 防犯灯維持費補助金
- 六 防犯カメラ維持費補助金
- 七 自治会事務費補助金

(補助金の額)

第三条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請)

第四条 第二条第一号から第四号までの補助金の交付を受けようとするものは規則第四条に規定する箕面市補助金交付申請書に、同条第五号から第七号までの補助金の交付を受けようとするものは規則第十四条の二第一項に規定する箕面市補助金交付申請書兼補助事業実績報告書に次の各号に掲げる補助金の種類に応じて、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 一 コミュニティセンター自主事業費補助金 自主事業計画書(様式第一号)
- 二 地域集会施設整備費補助金 設計図、見積書及び事業資金計画書(様式第二号)
- 三 掲示板設置改修費補助金 設置場所の見取図、見積書及び設計図
- 四 防犯灯設置改修費補助金 設置場所の見取図及び見積書
- 五 防犯灯維持費補助金 防犯灯の修理に係る領収書の写し及び防犯灯・防犯カメラ電気料金等報告書(様式第三号)

- 六 防犯カメラ維持費補助金 防犯カメラの修理等に係る領収書の写し及び防犯灯・防犯カメラ電気料金等報告書
- 七 自治会事務費補助金 収支予算書又は収支決算書
- 2 前項の規定により補助金の交付の申請をする場合は、事前に市長と協議しなければならない。
- 3 第一項第二号に規定する地域集会施設整備費補助金については、当該補助金の交付を受けた年から十年間は、当該補助金の交付を申請することができない。

(実績報告)

第五条 第二条第一号から第四号までの補助金の交付申請を行ったものは、事業完了後速やかに規則第十二条に規定する箕面市補助事業実績報告書に次の各号に掲げる交付申請を行った補助金の種類に応じて、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 一 コミュニティセンター自主事業費補助金 自主事業報告書(様式第四号)
- 二 地域集会施設整備費補助金 請負業者発行の請求書の写し、領収書の写し、竣工後の現況写真及び事業資金精算書(様式第五号)
- 三 掲示板設置改修費補助金及び防犯灯設置改修費補助金 請負業者発行の請求書の写し、領収書の写し及び竣工後の現況写真

(補則)

第六条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成二年四月一日から施行する。
(平成二十四年度から平成二十六年までの各年度における防犯灯設置改修費補助金の交付基準等の特例)
- 2 平成二十四年度から平成二十六年までの各年度における防犯灯設置改修費補助金の交付基準及び限度額の適用については、LED防犯灯の新設又は既存の防犯灯のLED防犯灯への改修(一万円未満のものを除く。)に限り、別表の規定にかかわらず、一灯につき、市長が査定した設計金額の十分の九以内とし、限度額を設けないものとする。

附 則(平成三年規程第一号)

この規程は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成六年規程第二号)

この規程は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成七年規程第一号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年規程第八号)

この規程は、公布の日から施行し、平成七年四月一日から適用する。

附 則(平成八年規程第四号)

この規程は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年規程第一号)

この規程は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年規程第五号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定(防犯灯維持費補助金のうち修繕料に係るものに限る。)は、平成十二年一月一日から適用する。

附 則(平成一三年規程第一九号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の別表の規定(防犯灯維持費補助金のうち修繕料に係るものに限る。)は、平成十三年一月一日以降の修繕に係る経費の補助金から適用する。

附 則(平成一四年規程第一〇号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年規程第一〇号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年規程第三号)

(施行期日)

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の防犯灯設置改修費補助金に係る規定は、平成十六年四月一日以後に新設又は改修した防犯灯について適用し、同日前に新設又は改修した防犯灯については、なお従前の例による。
- 3 改正後の自治会創設費補助金に係る規定は、平成十六年四月一日以後に創設した自治会について適用する。

附 則(平成一八年規程第二号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の防犯灯設置改修費補助金に係る規定は、平成十八年四月一日以後に新設し、又は改修した防犯灯について適用し、同日前に新設し、又は改修した防犯灯については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、現に改正前の箕面市コミュニティ振興費補助金交付規程第四条の規定により申請された自治会創設費補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成二二年規程第一六号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年規程第八号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の防犯灯設置改修費補助金に係る規定は、この規程の公布の日以後に申請があった補助金について適用し、同日前に申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則(平成二五年規程第六号)抄

(施行期日)

- 1 この規程中第一条及び次項の規定は平成二十六年一月一日から、第二条及び附則第三項の規定は平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の地域集会施設整備費補助金に係る規定は、平成二十六年一月一日以後に申請を受け付けた補助金について適用し、同日前に申請を受け付けたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成二五年規程第一六号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(箕面市コミュニティ振興費補助金交付規程の一部を改正する規程の一部改正)
- 2 箕面市コミュニティ振興費補助金交付規程の一部を改正する規程(平成二十五年箕面市規程第六号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成二六年規程第一号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の防犯カメラ維持費補助金に係る規定は、平成二十六年一月一日以後に発生した防犯カメラに係る費用について適用する。

別表 箕面市コミュニティ振興費補助金交付基準表(第3条関係)

種類	交付基準		限度額
コミュニティセンター自主事業費補助金	コミュニティセンター管理運営委員会が行う自主事業に要する経費のうち、市長が査定した金額の5分の4以内		1事業につき150,000円(複数の事業を行う場合にあつては、1コミュニティセンター管理運営委員会につき年間500,000円)
地域集会施設整備費補助金	増改築及び耐震診断に限り、市長が査定した設計金額の3分の2以内		3,000,000円
掲示板設置改修費補助金	1基につき、市長が査定した設計金額の2分の1以内		30,000円
防犯灯設置改修費補助金	1灯につき、市長が査定した設計金額(改修については、10,000円未満のものを除く。)の4分の3以内		40,000円
防犯灯維持費補助金	電気料金	市長が査定した電気料金の10分の9以内	＼
	修繕料(電球交換料を含む。)	1灯につき、10,000円未満の修繕料で市長が査定した設計金額の2分の1以内	＼
防犯カメラ維持費補助金	電気料金	市長が査定した金額の10分の9以内	＼
	記録媒体交換料		
	道路占用料		
	修繕料	1台につき、市長が査定し	40,000円

		た設計金額の4分の3以内	
自治会事務費補助金	世帯割	1世帯につき80円	＼
	均等割	1自治会につき3,000円	＼

備考

- 1 コミュニティセンター自主事業費補助金の交付基準中「自主事業」とは、コミュニティセンターが単独又は他のコミュニティ団体と共同で地域住民を対象に行う事業をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (1) 箕面まつり
 - (2) 共催負担金等事業費の負担のみを行うもの
 - (3) 他のコミュニティセンターと共催するもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの
- 2 コミュニティセンター自主事業費補助金の交付基準中「自主事業に要する経費」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 報償費 講師、専門家等への謝礼(10万円を限度とする。)
 - (2) 使用料 会場等施設の使用料
 - (3) 賃借料 テント、車両等のレンタルに係る経費
 - (4) 事務費 事業に係る消耗品及び材料の購入に要する経費、チラシ等の印刷に要する経費並びに行事保険の保険料
 - (5) 食糧費 事業当日及び準備に要する日の拘束時間中の従事者の食事代とし、2日間を限度とする。(1人1日千円を限度とする。)
- 3 地域集会施設整備費補助金のうち増改築に係る補助金には、補修を含む。
- 4 地域集会施設整備費補助金のうち耐震診断に係る補助については、昭和56年5月31日以前に建築された地域集会施設の耐震診断に要する経費に限る。
- 5 防犯カメラ維持費補助金における「防犯カメラ」とは、街頭犯罪の抑止を図るために継続的に設置する映像撮影装置で、記録媒体により映像を記録する機能を有するもの(ネットワーク機器等により映像を監視する機能を有さないものに限る。)をいう。

様式第1号(第4条関係)

自主事業計画書

事業名	実施予定月	事業内容	事業費収支内容
	月		(収入)
			(支出)
	月		(収入)
			(支出)
	月		(収入)

			(支出)
	月		(収入)
			(支出)
	月		(収入)
			(支出)
	月		(収入)
			(支出)
	月		(収入)
			(支出)

様式第2号(第4条関係)

事業資金計画書

事業費	市補助金	自己負担金	その他 (負担者の名称)

様式第3号(第4条関係)

防犯灯・防犯カメラ電気料金等報告書

		年 月 日現在の灯数・台数
防犯灯数	LED	灯
	蛍光灯	灯
	水銀灯	灯
	その他	灯
	合計	灯
防犯カメラ台数		台

月	防犯灯電気料金	防犯カメラ電気料金等
1月分	円	円
2月分	円	円
3月分	円	円
4月分	円	円

5月分	円	円
6月分	円	円
7月分	円	円
8月分	円	円
9月分	円	円
10月分	円	円
11月分	円	円
12月分	円	円
合計	円	円

様式第4号(第5条関係)

(表)
自主事業報告書

1 事業名 _____

2 実施日 自 _____年 _____月 _____日 _____時 ~
至 _____年 _____月 _____日 _____時

3 事業実施方法 単独・共催 (共催団体名 : _____)

4 実施内容 ①実施場所

②対象者及び参加人数

③告知方法

④具体的内容

⑤成果物

5 事業の効果

注：自主事業報告書は1事業ごとにご記入ください。裏面の決算状況もご記入ください。

(裏)

6 事業費の決算状況

[収入]

単位：円

費目	予算額	決算額	内容説明
市補助金			
自己資金			
事業収入			
合計			

[支出]

単位：円

費目	予算額	決算額	内容説明
報償費			
使用料			
賃借料			
事務費			
食糧費			

合計			

様式第5号(第5条関係)

事業資金精算書

事業費	市補助金	自己負担金	その他 (負担者の名称)

〔次の規程は、未施行〕

○箕面市コミュニティ振興費補助金交付規程の一部を改正する規程(抄)

平成二十五年四月一日

規程第六号

改正 平成二五年一一月二九日規程第一六号

第二条 箕面市コミュニティ振興費補助金交付規程の一部を次のように改正する。

別表地域集会施設整備費補助金の項中「3分の2」を「2分の1」に、「3,000,0000円」を「2,000,0000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規程中第一条及び次項の規定は平成二十六年一月一日から、第二条及び附則第三項の規定は平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 第二条の規定による改正後の地域集会施設整備費補助金に係る規定は、平成二十七年一月一日以後に申請を受け付けた補助金について適用し、平成二十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に申請を受け付けたものについては、第一条の規定による改正後の地域集会施設整備費補助金に係る規定を適用する。

附 則(平成二五年規程第一六号)抄

(施行期日)

- この規程は、公布の日から施行する。

